

令和8年度 事業計画

建設業労働災害防止協会

— 目 次 —

I	令和8年度事業運営の基本方針	1
1	建設業における労働災害の現状と課題	1
2	建設業労働災害防止協会を取り巻く環境と課題	1
3	事業運営の基本方針	2
II	主要事業の概要と活動計画	5
1	教育事業	5
2	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業	7
3	安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進	8
4	安全衛生教育用教材・用品の新規開発等及び周知普及	9
5	調査研究（開発）事業	10
6	専門家による技術指導・支援事業	11
7	中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業	11
8	ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業	11
9	高度安全機械等導入支援補助金事業	12
10	自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業	12
11	建設業における化学物質のばく露防止対策事業	12
12	その他	13
III	効率的な事業運営体制の整備等	14
1	体制の整備	14
2	事業の効率的運営	14
3	業務実績評価を踏まえた事業の改善等	14
4	内部監査	14
5	個人情報保護に関するコンプライアンス等	14
6	業務のデジタル化の推進及び情報セキュリティ対策の強化	15
参考	令和8年度 主要行事予定表	16
	支部事業計画	17

I 令和8年度事業運営の基本方針

1 建設業における労働災害の現状と課題

建設業を取り巻く環境は、技術者・技能者の慢性的な不足、若年入職者の減少、高齢化の進展とともに、酷暑期間の長期化や自然災害の激甚化・頻発化など年々厳しさを増している。一方で、建設業は昨今老朽化が進む公共インフラの整備・更新や自然災害発生時の復旧・復興に携わるなど国民生活、社会経済を支えるという重要な役割を担っている。

このような状況の下、令和7年の建設業における死亡災害は、214人と前年比で18人（7.8%）の減少となるが、このうち墜落・転落災害は91人と前年比で14人（18.2%）の増加となった。また、休業4日以上之死傷災害は、13,437人と前年比で412人（3.0%）の減少となった。

建設業が将来にわたり「憧れの産業」として社会から信頼され、安定的に発展し続けていくためには、建設工事に従事する全ての方々が安全で安心して働くことができる魅力ある職場環境づくりが非常に重要である。

このため、安全衛生教育など従来からの労働災害防止対策に加え、職場環境の変化等に対応しつつ、業界ニーズを踏まえた調査研究や安全衛生管理ノウハウ等の共有化など、安全衛生水準の向上を図る取組とともに、リスクアセスメントの確実な実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進、熱中症予防対策や化学物質管理への支援等、社会の要請に応えていく必要がある。

2 建設業労働災害防止協会を取り巻く環境と課題

近年、建設業許可業者数は、平成30年から増加傾向にあるものの、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）の会員数は、平成8年の76,073会員をピークにその後減少傾向で推移している。

今後とも、建災防が先頭に立ち、建設業における労働災害を減少させるためには、労働災害防止の効果等のメリットを会員が実感できるよう、会員サービスの充実及び公共工事の発注者等による安全衛生活動の評価の拡大を図ることにより、中小企業・小規模事業者の会員加入を促進し、より多くの事業者に参加意識を促していくことが不可欠である。

建災防の主力事業である教育事業については、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大により受講者は減少したが、その後は着実に回復している。

また、教育用テキスト等の経費は、物価上昇の影響による製造原価や運送費の上昇もあり、価格の見直しを検討せざるを得ない状況となっている。

建災防が自律性を維持し、建設業における労働災害防止活動を積極的に進めるための財政基盤を確立するには、安定的な財源を確保していくことが不可欠である。そのためには、教育研修講座の新たな展開や教材の開発、業界のニーズに即した新規事業の展開、

さらに建設業労働安全衛生マネジメントシステム（以下「コスモス」という。）認定事業の一層の推進等について、本部と都道府県支部（以下「支部」という。）が引き続き連携を強化しつつ、併せて、本部と支部（分会を含む。）を挙げて適正な経理処理を進めることが必要である。

なお、国が策定した「第14次労働災害防止計画（計画期間：2023年度～2027年度）」を踏まえ、当協会が策定した「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第9次建設業労働災害防止5か年計画）」（以下「第9次計画」という。）では、以下の項目を目標として掲げている。

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、「第8次建設業労働災害防止5か年計画」（以下「第8次計画」という。）の計画期間中の平均発生件数に対して15%以上減少させる。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%以上減少させる。
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに減少に転じさせる。

本年度は、第9次計画の4年目であり、これらの目標を達成するため、各種事業を積極的に推進する必要がある。

3 事業運営の基本方針

本年度は、第9次計画の目標達成に向け、以下の項目を重点として積極的な事業運営に取り組むこととする。

(1) 教育事業の推進

本年度は、本部並びに支部が一体となって、関係行政機関と連携を図りつつ、「建設業における化学物質管理者講習」及び一部の対象工作物を盛り込んだ「建築物石綿含有建材調査者講習」の全国展開を図る。

また、質の高い教育を提供できるよう法令改正等の動向を踏まえて教材を適切に見直し、企業における講師、管理者等を育成するとともに、支部に対して教育事業に関する監査を実施するなど、建災防が実施する教育事業の実施体制を整え、安全衛生教育の一層の推進を図る。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の展開

コスモスについては、認定事業場の死傷者総数減少指数が建設業全体より20.8ポイントも減少効果が大きいことや公共工事発注者の評価・優遇措置があること等に関して、専門工事業者を含めた建設事業者、公共工事発注機関等に対して広く周知することにより、コスモスの普及・促進及びコスモス認定事業場の拡大を図る。

また、中小規模の建設事業者にコスモス導入を促進するため、中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及拡大を図る。

(3) 安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進

安全衛生意識の高揚及び安全衛生管理ノウハウ等の共有化を図るため、全国建設業労働災害防止大会（以下「全国大会」という。）、支部の労働災害防止大会を開催することや最新情報を共有することで、建設業界全体の安全衛生活動を積極的に推進する。

また、第9次計画の目標達成に向けて作成する「令和8年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下「8年度実施事項」という。）を本部ホームページ等で広く周知し、更なる安全衛生活動の促進を図る。

さらに、各週間・強調期間の労働災害防止活動を支援するため、実施要領等を活用し労働災害防止に関する情報を本部ホームページ等で周知する。

(4) 安全衛生教育用教材・用品の新規開発等及び周知普及

建設業界のニーズや法令の改正等に迅速に対応し、分かりやすく、使いやすい安全衛生教育用教材・用品や講師用補助教材を新たに開発するとともに、既存の教材・用品について法令の改正や作業環境の変化に対応するよう迅速に改訂する。

また、令和8年3月から稼働した「建災防図書・用品販売サイト」による教材・用品の周知普及を図るとともに、適切な保守に努める。

(5) 建設業における労働災害防止のための調査研究・開発

建設業を取り巻く環境の変化に対応した安全衛生活動を推進し、建設工事従事者が働きがいをもって入職できる安心・安全な就労環境を確保するため、国（厚生労働省）の動きや建設業界のニーズ等を踏まえ、安全衛生水準の向上に資する調査研究・開発を実施する。

(6) 専門家による技術指導・支援

中小建設事業者を中心とした、自主的安全衛生活動を促進するため、安全・衛生管理士による技術指導や支援、安全指導者による安全パトロール、建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる指導・支援を実施する。

特に、安全・衛生管理士による技術指導に当たっては、8年度実施事項、法令等の改正内容など最新情報の提供、助言指導などを行えるよう、活動の活性化を図る。

(7) 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

労働災害発生の一層の減少が必要な専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生活動の活性化のため、専門工事業者等を会員とする団体や国（厚生労働省）と連携し、支部を通じて専門工事業者等に対する自発的な安全衛生活動に向けた指導等を実施する。

(8) ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業

事業者が事業場情報、ずい道等建設労働者の健康診断情報等をより簡便に登録できるシステム環境の整備を図るため、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）との連携に向けた協議を行う。

また、ずい道等建設労働者の健康診断情報等の登録をなお一層促進するため、ずい道等建設工事の発注者等と連携を図り、引き続き事業者や元請を対象とした説明会の開催、業界紙等への広告掲載、ずい道等建設事業場への垂れ幕、リーフレット等の配布等を通じて本事業の周知と理解の促進に取り組む。

(9) 高度安全機械等導入支援補助金事業

建災防は、令和4年度より、建設現場の車両系建設機械等に関して、人を感知して自動的に機械を停止する装置（近接センサー）等高度な安全機械を有する機械等（高度安全機械等）を導入する中小企業事業者に対し、その経費の一部を補助する「高度安全機械等導入支援補助金事業」を国（厚生労働省）の補助事業者として実施している。令和7年度に引き続き、事務処理の効率化を図り、補助金事業をより一層活性化させる。

(10) 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

自然災害からの復旧・復興工事や防災減災工事における労働災害防止対策の徹底を図るため、全国的に現場指導や安全衛生教育等を実施する。

(11) 建設業における化学物質のばく露防止対策事業

化学物質を取り扱う事業場が適切に自律的管理への対応ができるよう、作業別マニュアル等を充実し、その普及を図るとともに、化学物質、保護具等に関する必要な情報収集、事業場への相談支援等を行う。

II 主要事業の概要と活動計画

1 教育事業

本部では、受講希望者の受講機会を失わせることがないように、WEB会議システムを利用したサテライト方式によるオンライン教育を常設すること、計画以外の臨時の講師養成講座の開催により、受講機会の確保を図る。

また、建設業における化学物質管理者講習を充実するため自社版リスク管理マニュアル作成の手引き（仮称）を活用し、実施要領、講師指導要領、視聴覚教材（パワーポイント）を見直す。

支部では、受講ニーズを踏まえ、「建設業における化学物質管理者講習」の他、一部の対象工作物を盛り込んだ「建築物石綿含有建材調査者講習」を関係行政機関と連携を図りつつ開催するとともに、労働安全衛生関係法令に定められている各種技能講習、特別教育等を開催する。

建設業安全衛生教育センター（以下「教育センター」という。）では、建設業界の動向や国の施策に沿って、「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新CFT講座）」及び「ずい道等救護技術管理者研修」を軸とした講座を開催する。また、米海軍極東施設技術部隊からの要請を踏まえて開催している、米軍基地内で建設工事を行う場合に必要な「現場安全衛生担当責任者：SSH0」の資格を取得するための建設技術者安全衛生管理講座である「所長コース」や「工事主任コース」と資格更新に必要な「SSH0リフレresherコース」、その他「墜落保護担当責任者（CP）コース」についても開催する。

受講生を増やすため、支部の大会やコスモス取得企業または建設関係団体等に出向き、教育センターをPRする。それにより、企業や団体からの受講者の数を増やすとともに、単独講座の開催要望にも対応する。

(1) 本部教育推進部で実施する講座

① 教育講座数

支部及び各企業等が実施する各種教育研修のための講師養成講座を開催し、講師として特別教育等を効果的に行うための技法や講師として必要な知識等を付与する。

令和8年度 本部教育推進部で実施する教育講座		
16 講座	47 回	2,350 名

ア 特別教育の講師養成講座

- (ア) アーク溶接等特別教育講師養成講座
- (イ) 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
- (ウ) 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
- (エ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座
- (オ) 自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座
- (カ) 低圧電気取扱い業務従事者特別教育講師養成講座
- (キ) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座

- (ク) 巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座
- (ケ) ローラー特別教育講師養成講座
- イ 特別教育に準じた教育の講師養成講座
 - (ア) チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習
 - (イ) 丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座
 - (ウ) 有機溶剤業務管理者講習
- ウ 通達に基づく教育の講師養成講座
 - 建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座
- エ その他の講師養成講座等
 - (ア) 建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座
 - (イ) 現場管理者統括管理講習講師養成講座
 - (ウ) 建設業における化学物質管理者講習の講師養成講座の試験的实施

② 支部教育事業の支援

「建設業における化学物質管理者講習」及び工作物対応を盛り込んだ「建築物石綿含有建材調査者講習」の実施を支援する。

また、支部が実施する技能講習等の実施状況を踏まえ、必要に応じて講師の指導用教材の充実を図るとともに、運営状況等について本部監査、指導を行うほか、技能講習実施管理者等の研修を開催し、より質の高い教育を提供できるよう支援する。

③ 外国人に対する安全衛生教育の対応

技能講習、特別教育等の安全衛生教育において、外国人の受講希望者に対する対応を検討する。

(2) 建設業安全衛生教育センターで実施する講座

企業における安全衛生管理に必要な人材の育成の場として、国家資格取得のための教育講座や企業内の安全衛生担当者向けの教育講座等を開催する。

令和8年度 教育センターで実施する教育講座		
21 講座	88 回	1,270 名

- ア ずい道等救護技術管理者研修
- イ 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座
 - (ア) 新 CFT 講座（4 日間コース）
 - (イ) 新 CFT 講座（5 日間コース）
 - (ウ) 新 CFT 講座（5 日間コース・大阪）
- ウ 建設業安全衛生管理専門講座
 - （総合工事業者店社安全衛生スタッフコース）
- エ 建設技術者安全衛生管理講座
 - (ア) 所長コース（SSH0 資格認定講座）
 - (イ) 所長コース（SSH0 資格認定講座）（企業出張講座 3 地区）
 - (ウ) 工事主任コース（SSH0 資格認定講座）
 - (エ) 工事主任コース（SSH0 資格認定講座）（横須賀・福岡・沖縄）

- (オ) SSHO リフレッシュコース（5年再教育講座）
- (カ) SSHO リフレッシュコース（5年再教育講座）（横須賀・福岡・沖縄）
- (キ) 墜落保護担当責任者（CP）コース
- オ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム研修講座（COHSMS 講座）
 - (ア) 構築・認定担当者研修講座
 - (イ) 内部システム監査担当者研修講座
- カ 建設技術者安全衛生講座（工事計画参画者コース）
 - (ア) 鋼橋架設工事コース
 - (イ) 地山の掘削工事コース
 - (ウ) ビル建築工事コース
 - (エ) 圧気工事コース
 - (オ) トンネル工事コース
 - (カ) PC 橋架設工事コース
- キ 再圧室操作業務従事者特別教育指導員（インストラクター）講座
- ク 建設業労働衛生管理講座（粉じん対策・インストラクターコース）
- ケ 労働安全衛生関係法令講座
- コ 技能講習講師レベルアップ講座＜支部対象＞
 - (ア) 地山の掘削及び土止め支保工講師レベルアップ講座
 - (イ) 足場の組立て等講師レベルアップ講座
 - (ウ) 型枠支保工の組立て等講師レベルアップ講座
- サ 建設従事者教育講師養成講座＜支部対象＞

2 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業

経営トップのリーダーシップのもとに従業員等の関係者が一体となって自主的に安全衛生管理を組織的かつ継続的に推進することを目的とした「コスモスガイドライン」に基づくコスモスを構築し、運用することは、建設事業場における安全衛生水準の向上、労働災害の防止に資するものであり、コスモスを広く普及し、これを適切に運用する建設事業場の拡大を推進する。

(1) コスモスの普及促進

- ① コスモスの周知をより一層進め、その重要性や必要性に対する理解を促進するために、建設事業者及び公共工事発注機関等を対象に、オンラインによる全国規模の説明会を年2回開催する。
- ② 全国大会において、コスモス部会及び認定企業間の運用上の課題、好事例等について、情報共有・情報交換を目的としたコスモスレベルアップミーティングを開催する。

- ③ 個々の企業に応じたコスモスのマニュアル等の作成などシステム構築、運用の支援サービスを提供するとともに、個別相談には丁寧に対応する。
- ④ コスモスの普及に波及効果が見込まれる企業に焦点を絞り、個々の企業に導入を働きかける。
- ⑤ (一社)日本規格協会が開催する委員会に参画し、労働安全衛生マネジメントシステムに関連する国際標準化の動向等の情報を収集する。

(2) コスモスの厳正な認定

- ① コスモスの導入に向けて認定申請を行う建設事業場に対して、調査の資格を有する評価者による書面調査、実地調査等を厳正に実施する。
その結果については、外部有識者から構成される認定審査会に諮り、調査結果の客観性、公正性を審議した上で、認定の可否を決定するなど厳正な認定を行う。
- ② 年間の審査件数は、新規認定、更新認定を合わせて60件程度を目指す。また、年度末の認定企業数は、対前年比で純増を目指す。

3 安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進

建設業における安全衛生意識の高揚を図るため、令和8年度は新潟県において全国大会を開催する。また、昨年改正された労働安全衛生法の内容を周知するとともに第9次計画、8年度実施事項、各週間・強調期間の実施要領及び墜落・転落災害撲滅キャンペーン等については、冊子やリーフレットにより情報を提供することに加えて、電子データを本部ホームページに掲載し周知徹底を図る。

(1) 第63回全国建設業労働災害防止（新潟）大会の開催

- ① 開催準備活動
 - ア 式典部会、専門部会（建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会、コスモス部会）を設置し、必要に応じて部会毎に委員会を開催する。
 - イ 合同実行委員会
- ② 第63回全国建設業労働災害防止（新潟）大会の開催
 - ア 初 日：総合集会 令和8年10月8日（木）
 - 式 典
安全衛生表彰委員会及び顕彰基金運営委員会において選出された会社、工事現場、団体、個人に対する表彰・顕彰、「安全の誓い」、講演等
会 場：朱鷺メッセ 展示ホールA
 - イ 2日目：専門部会 令和8年10月9日（金）
 - 建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会、コスモス部会の開催
行政講話、会員企業等の研究発表等
会 場：朱鷺メッセ 国際会議室ほか

ウ 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会
令和8年10月8日（木）～9日（金）
会 場：朱鷺メッセ 展示ホールB

(2) 第64回全国建設業労働災害防止（名古屋）大会以降の開催準備

全国大会推進会議を開催するとともに、大会開催までの事前準備を進める。

(3) 安全祈願祭の実施

「全国安全週間」の期間中（令和8年7月1日（水））に明治神宮において安全祈願祭を実施する。

(4) 労働災害防止のための情報の発信

昨年改正された労働安全衛生法の内容や関連する指針等、建設業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）や第9次計画を周知するとともに、会員及び協会が取り組むべき労働災害防止のための具体的な措置をまとめた8年度実施事項、広報誌「建設の安全」、全国安全週間実施要領など各実施要領、「墜落・転落災害撲滅キャンペーンリーフレット」を作成・頒布するなどにより、労働災害防止のための具体的な対策等の情報を会員等に提供する。さらに、これらについては本部ホームページを活用して広く周知徹底に努める。

(5) 広報活動の効率化に向けての検討

広報資料等の効率的な頒布・発信方法等を検討する。

4 安全衛生教育用教材・用品の新規開発等及び周知普及

建設業界のニーズや法令改正等の動向を踏まえつつ迅速に対応し、視覚に訴えた分かりやすい安全衛生教育用テキスト、講師用補助教材及び安全衛生用品の開発を推進する。

また、既存の教材・用品についても法令の改正や作業環境の変化に対応するよう迅速に改訂する。

このほか、従前から実施している本部ホームページ、SNSを活用した安全衛生情報の発信に加え、令和8年3月から稼働した建災防図書・用品販売サイト（以下「販売サイト」という。）による教材・用品の周知普及を図るとともに適切な保守に努める。

(1) 法改正等に対応した安全衛生教育用教材・用品の開発・改訂

- ① 建設業における化学物質管理者講習の補助教材等として使用する「自社版リスク管理マニュアル作成の手引き（仮称）」の作成
- ② 「建設業における刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育テキスト（仮称）」の作成

- ③ 「一危険予知活動（KY）一今日のワンポイント集」続編の作成
- ④ 新規熱中症ポスターの作成
- ⑤ 化学物質のぼり（保護具着用）の作成
- ⑥ その他法令改正、防災規程の変更、技術開発に対応した教材・用品の開発・改訂

(2) 安全衛生教育用教材・用品の販売促進

- ① カタログ、リーフレットなどでの情報提供
- ② 本部ホームページ、販売サイト、SNS等のWEBを活用した情報発信
- ③ 広報誌「建設の安全」及び関係団体会報誌への広告掲載
- ④ 新聞社への情報提供

(3) 販売サイトの周知、保守等

- ① 購入方法の周知、問合せ対応
- ② 販売サイト稼働後の適切な保守

5 調査研究（開発）事業

建設業を取り巻く環境の変化に対応した安全衛生活動を推進し、建設工事従事者が働きがいをもって入職できる安心・安全な就労環境を確保するなど、時代のニーズを捉えた安全衛生活動を推進するために、建設業界及び事業者の自主的な安全衛生活動の基礎及び安全衛生水準の向上に資する調査研究を実施する。

実施に当たっては、国（厚生労働省）の動きや業界ニーズ等を踏まえ、高年齢者の労働災害防止の対策及びメンタルヘルス対策に関する調査研究事業に重点的に取り組む。

(1) 安全衛生対策に関する調査研究

- ① 建設業における高年齢者の労働災害防止対策に関する検討委員会
- ② 建設業におけるメンタルヘルス対策に関する検討委員会
- ③ 木造家屋等建築工事安全対策委員会
- ④ 保護具等に関する調査研究委員会
- ⑤ 労働災害防止のための ICT 活用データベース申請審査委員会

(2) 調査研究成果等に基づく安全衛生指導資料の作成

外部研修等における調査研究成果の普及に利活用可能な安全衛生指導資料を作成する。

6 専門家による技術指導・支援事業

中小建設工事業者等を対象として、専門家による指導・支援を行うため、安全パトロールや安全教育・講話等を実施し、労働災害防止対策を推進する。

(1) 安全・衛生管理士による技術指導・支援

中小建設工事業者等を中心とした安全衛生水準の向上を図るため、会員事業場、安全衛生協議会等に対して、安全・衛生管理士により、災防規程を踏まえた現場指導や安全衛生教育・講話の技術指導・支援等を実施する。

技術指導に当たっては、8年度実施事項や法令等の改正内容など最新情報の提供、助言指導などを行うことができるよう、活動の活性化を図る。

(2) 安全指導者による指導、支援

安全衛生管理活動の専門家として、安全指導者を会員の中から本部が委嘱し、支部や分会に配置して、会員に対する安全パトロール等により災防規程の周知徹底を図る。

(3) 建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる指導・支援

中小規模建設工事業者等に対するメンタルヘルス対策を促進するため、建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる相談対応及び指導・支援を実施するとともに、指導・支援に用いる周知啓発資料等を作成する。

7 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生水準の向上を図るため、本部及び支部が地域性を踏まえて選定した専門工事業者団体等と協力体制を取りながら、支部に配置する推進員（専門工事業者等の安全衛生活動支援事業推進員）が専門工事業者団体等に対する集団指導、パトロール、店社等に対する個別指導を実施することにより、支部の実情を踏まえつつ、自主的な安全衛生活動を支援する。

8 ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業

ずい道等建設労働者健康情報管理システム（以下「ずい道システム」という。）は、事業者が事業場情報やずい道等建設労働者の健康診断情報等を登録しやすい環境を整備するため、令和8年度はCCUSとの連携に向け協議を進めていく。

一方、ずい道システムへの健康診断情報等の登録件数は順調に増加しているが、全てのずい道等建設労働者の健康診断情報等を登録するとのずい道システムの構築の目的を達成するためには、更なる健康診断情報等の登録を促進する必要がある。

このため、ずい道等建設工事の発注者とも連携を図りつつ、引き続き事業者や元請を対象とした説明会を開催するとともに、業界紙等に広告を掲載してずい道システムへの

理解を深めるほか、対象となるずい道等建設労働者に対しては、建設中のずい道等の建設事業場に垂れ幕やリーフレット等を配布し、ずい道システムの周知と理解を促進するよう広報活動に取り組む。

9 高度安全機械等導入支援補助金事業

建設現場の車両系建設機械等については、人を感知して自動的に機械を停止する装置（近接センサー）等高度な安全機械を有する機械等（高度安全機械等）の開発が進められていることから、これらの活用により労働災害の防止を推進していくことが求められている。しかしながら、中小企業事業者にあっては、資力の乏しさから、これらの導入が困難であるため、令和4年度から建災防が国（厚生労働省）の補助事業者として、「油圧ショベル、ホイールローダーの安全装置及び積載形トラッククレーン過負荷防止装置」の購入、改修に要する経費の一部を補助する事業を実施し、令和7年度からは、締固め用機械を対象に追加して、事業を実施してきたところである。

令和8年度においては、前年度に引き続き、事務処理の効率化を図るとともに、申請の電子化を促進すること等により、多くの補助金申請を受け付けることができるよう努める。

10 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

近年、日本各地で豪雨、台風等による自然災害が発生し、復旧・復興工事や防災減災工事が進められ、当該工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。

このため、安全衛生専門家による現場指導、安全衛生教育等を全国的に展開し、労働災害防止対策の一層の徹底を図る。

特に、本格化していく令和6年能登半島地震に係る復興工事については、安全衛生確保の支援を十分に行うとともに、全国的には、大規模災害の復旧・復興工事が安全に行われるよう「備える」ための事前教育、資料整備・提供方法の確立なども一層進める。

11 建設業における化学物質のばく露防止対策事業

化学物質を取り扱う建設事業者において化学物質の自律的管理を円滑に行うためには事業者が実施可能な具体的な化学物質のばく露防止対策を丁寧を示していく必要がある。このため、今後のリスクアセスメント対象物質の増加等の動向を見据え、現場で取り扱われる化学物質のばく露実態に基づく作業別マニュアルの作成等の調査研究、説明会等によるマニュアルの普及、化学物質・個人用保護具に関する必要な情報収集、事業者への相談支援等の対応を行う。

1 2 その他

(1) 国際協力

海外の国や地域、独立行政法人国際協力機構（JICA）、中央労働災害防止協会等の団体及び会員等からの要請に基づき海外からの視察団、研修員等の受入れに協力する。

(2) 表彰・顕彰

建設業における労働災害防止に貢献した個人、企業、団体等に対して、建災防会長安全衛生表彰、顕彰基金による顕彰を行うとともに、厚生労働省からの依頼を受け、安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰、安全優良職長厚生労働大臣顕彰の候補者を推薦する。

(3) 会員加入や安全衛生活動に係る自治体等の優遇措置に関する調査

建災防に加入している建設企業等に対して、公共工事の発注者等が実施している評価・優遇措置に係る実態調査を行うとともに、支部における会員加入証の発行状況等、評価・優遇措置の自治体への働きかけの状況を調査する。

また、支部の会員規程及び会費規程、会費徴収基準や会員・非会員別の死亡災害発生状況の調査を実施する。

Ⅲ 効率的な事業運営体制の整備等

各種事業のなお一層の効果的、効率的な展開を進めるため、業務処理体制の整備、本部と支部との連携、情報発信能力等の強化と併せて、デジタル化等の推進、会員ニーズ等を踏まえた事業拡大等に積極的に取り組む。

1 体制の整備

- (1) 本部・支部活動の連携
- (2) 関係行政機関等との連携
- (3) 会員及び報道関係機関等への情報発信の強化
- (4) 技能講習に関する支部への監査の実施
- (5) 理事会、総代会等の決定事項を踏まえた対応
- (6) 建災防セーフティエキスパートの活用と支援

2 事業の効率的運営

建災防の事業運営に当たっては、本部・支部の全職員が経費の節減に取り組むとともに、業務合理化及びデジタル化（ICT化）に積極的に取り組み、効率的な運営に努める。

また、本部の基幹システムの更新等に適切に対応しつつ、円滑な運用を進め、効率的なシステムの活用に努める。

3 業務実績評価を踏まえた事業の改善等

業務実績は、参与会に対して令和7年度事業実績の評価を諮問し、その評価結果を踏まえ、各事業の改善・見直し等を的確に行う。また、監事による監査は、その結果に基づき迅速に必要な改善措置を講ずる。

4 内部監査

第2次内部監査実施計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、各支部に対する実地監査を計画的に実施する。

重点実施項目は、前回会計監査の是正状況、業務委託契約の締結の検討等、インボイス制度、電子帳簿保存法への対応状況等とし、各支部の会計経理が適正に処理されているか会計監査を主体に実施する。

5 個人情報保護に関するコンプライアンス等

建災防が保有する個人、企業に係る重要情報については、個人情報の保護に関す

る法律及びその他の法令を遵守し、管理の徹底を図る。

6 業務のデジタル化の推進及び情報セキュリティ対策の強化

(1) 本部基幹情報システムの運用最適化等

令和8年3月に運用を開始した本部の基幹システムを利用し、建災防の業務を安全かつ効率的に行うことができるよう最適化する。

(2) 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティに関しては、継続的に「建設業労働災害防止協会情報セキュリティポリシー」に沿って、職員向け情報セキュリティ教育・標的型メール訓練の実施により、職員個人の情報セキュリティ意識の向上を図る。

また、随時、迅速かつ的確にセキュリティインシデントへの対応を進めるとともに、厚労省セキュリティポリシー更新に追随して建災防の情報セキュリティポリシーの更新を行い、情報セキュリティの推進を図る。

参考 令和8年度 主要行事予定表

	主要行事予定	備 考
4月		
5月	STOP!熱中症クールワークキャンペーン（5月1日～9月30日） 監事監査	
6月	正副会長会・常任理事会・理事会・総代会（6月10日） 全国安全週間準備期間（6月1日～30日）	於：東京プリンスホテル
7月	安全祈願祭（7月1日） 全国安全週間（7月1日～7日） 第1回参与会	於：明治神宮
8月	墜落・転落災害撲滅キャンペーン（8月1日～9月10日）	
9月	全国労働衛生週間準備期間（9月1日～30日） 正副会長会・常任理事会（9月18日）	於：東京プリンスホテル
10月	全国労働衛生週間（10月1日～7日） 全国建設業労働災害防止大会（新潟大会）（10月8日・9日）	於：朱鷺メッセ
11月		
12月	建設業年末年始労働災害防止強調期間（12月1日～1月15日） 第2回参与会	
1月		
2月	化学物質管理強調月間（2月1日～28日）	
3月	建設業年度末労働災害防止強調月間（3月1日～31日） 正副会長会・常任理事会・理事会	

※ そのほか「建設業における労働災害防止の重点対策に関する意見交換会」、「建設業における労働災害防止活動を一層推進するための特別委員会」等を開催することがある。

支部事業計画

令和8年度事業計画に基づき、支部と本部が緊密に連携を取りながら事業の推進を図ることとする。

「建設業における化学物質管理者講習」及び「建築物石綿含有建材調査者講習」を開催するとともに、「熱中症予防指導員・管理者研修」等各種の技能講習、特別教育や安全衛生教育を推進する等、事業場の安全衛生活動を支援する。

(1) 技能講習等資格制度の広報活動

資格制度及び取得方法についての広報活動を行う。

(2) 法令・労働災害防止計画・災防規程の周知徹底

- ① 法令周知説明会の開催
- ② 災防規程の周知徹底
- ③ 第9次計画及び同計画の目標達成のために策定した8年度実施事項に基づく労働災害防止対策の周知徹底
- ④ 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の周知徹底
- ⑤ 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の周知徹底

(3) 大会・月間・週間等

- ① 支部労働災害防止大会の開催
- ② 全国安全週間・全国労働衛生週間中の行事の実施
- ③ 建設業年末年始労働災害防止強調期間中の行事の実施
- ④ 建設業年度末労働災害防止強調月間中の行事の実施

(4) 現場指導等

- ① 安全指導者等による安全パトロールの実施
- ② 優良事業場の見学・研究会の開催
- ③ 災害事例の検討・防止対策研究会の開催
- ④ 専門工事業者及び中小建設業者との連携による労働災害防止対策の普及・定着

(5) コスモスの推進

- ① 「コスモス」及び「コンパクトコスモス」の周知
- ② コスモス導入企業への支援
- ③ 発注者等への優遇措置導入への働きかけの促進

(6) 教育

① 作業主任者等技能講習等

- ア 足場の組立て等作業主任者
- イ 石綿作業主任者
- ウ 型枠支保工の組立等作業主任者
- エ 金属アーク溶接等作業主任者限定
- オ 建築物石綿含有建材調査者講習
- カ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
- キ 鋼橋架設等作業主任者
- ク 工作物石綿事前調査者講習
- ケ 高所作業車（10メートル以上）運転業務
- コ コンクリート橋架設等作業主任者
- サ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
- シ 小型移動式クレーン（1トン以上5トン未満）運転業務等
- ス 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- セ 車両系建設機械（解体用3トン以上）運転業務
- ソ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用3トン以上）運転業務
- タ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
- チ ずい道等の掘削等作業主任者
- ツ ずい道等の覆工作業主任者
- テ 玉掛け（1トン以上）業務
- ト 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
- ナ 不整地運搬車（1トン以上）運転業務
- ニ 木造建築物の組立て等作業主任者
- ヌ 有機溶剤作業主任者

② 特別教育等

ア 特別教育

- (ア) アーク溶接等業務
- (イ) 足場の組立て等の業務
- (ウ) 石綿取扱い作業に係る業務
- (エ) 小型車両系建設機械（解体用3トン未満）運転業務
- (オ) 小型車両系建設機械（締固め用）運転業務
- (カ) 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用3トン未満）運転業務
- (キ) 高所作業車（10メートル未満）運転業務
- (ク) 酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る業務
- (ケ) 自由研削砥石（グラインダ）取替え等の業務
- (コ) 電気取扱作業（低圧）に係る業務
- (サ) フルハーネス型安全带使用作業
- (シ) 巻上げ機（ウインチ）運転業務
- (ス) ロープ高所作業に係る業務
- (セ) テールゲートリフターの操作の業務

- イ 特別教育に準じた教育
 - (ア) 刈払機取扱い作業従事者教育
 - (イ) 振動工具取扱い作業従事者教育
 - (ウ) 丸のこ等取扱い作業従事者教育 など

- ③ 事業者によって実施する安全衛生教育等
 - ア 足場の組立て等作業主任者能力向上教育
 - イ 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
 - ウ 安全管理者選任時研修
 - エ 建設業における化学物質管理者講習
 - オ 建設従事者教育（6時間教育）
 - カ 現場管理者統括管理講習
 - キ 斜面の点検者に対する安全教育
 - ク 車両系建設機械整地等運転業務従事者（再教育）
 - ケ 職長・安全衛生責任者教育
 - コ 職長・安全衛生責任者能力向上教育
 - サ 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
 - シ 施工管理者等のための足場点検実務者研修
 - ス 玉掛け業務従事者（再教育）
 - セ 統括安全衛生責任者教育
 - ソ 熱中症予防作業員教育
 - タ 熱中症予防指導員・管理者研修
 - チ 保護具着用管理責任者教育
 - ツ 木造建築物解体工事作業指揮者教育

